

緊急事態措置の実施状況一覧

(R2. 4. 27 現在)

緊急事態措置の内容 (特措法根拠条文)	区域	措置期間	理由(必要性)	周知方法
外出の自粛要請 (法第 45 条第 1 項)	県全域	4 月 17 日 ～ 5 月 6 日	クラスターが発生するなど、感染が拡大傾向にあり、接触機会の低減に徹底的に取り組む必要があるため。	県公式ウェブサイトでの周知 各部局・地方対策本部・市町村等を通じた周知 報道機関を通じた周知
催物の開催自粛の要請 (法第 24 条第 9 項)	県全域	4 月 17 日 ～ 5 月 6 日	クラスターが発生するなど、感染が拡大傾向にあり、接触機会の低減に徹底的に取り組む必要があるため	県公式ウェブサイトでの周知 各部局・地方対策本部・市町村等を通じた周知 報道機関を通じた周知
施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (法第 24 条第 9 項) ※一部法によらない協力要請	県全域	4 月 25 日 ～ 5 月 6 日	8 割の接触機会減を目指しているが、外出自粛要請後も多い場所では 7 割弱の接触機会減しか達成できておらず、患者数も増加傾向にあることから、更なる接触機会の低減に取り組むもの	県公式ウェブサイトでの周知 各部局・地方対策本部・市町村等を通じた周知 報道機関を通じた周知 各関係団体を通じた周知
商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止についての協力要請 (法第 24 条第 9 項)	県全域	4 月 24 日 ～ 5 月 6 日	外出自粛要請に伴い、週末に人が集まる場(商店街、スーパーマーケット、公園)での感染拡大防止対策を強化する必要があるため	県公式ウェブサイトでの周知 各部局・地方対策本部・市町村等を通じた周知 報道機関を通じた周知 各関係団体を通じた周知